

平成 23 年 4 月 1 日

建設業者 各位

豊田市長 鈴木 公平
豊田市事業管理者 横地 清明
(公 印 省 略)

建設工事における調査基準、失格基準及び最低制限価格の見直しについて（お知らせ）

平素は豊田市政及び本市契約事務にご理解とご協力をたまわり誠にありがとうございます。

さて、平成23年2月に策定した「豊田市公契約基本方針」に基づき、今後実施する施工体制確認型総合評価方式による一般競争入札については、原則、標準型及び簡易型の総合評価方式において、「労働者への賃金の上乗せ、労働条件の向上及び雇用の創出等に関する提案」を現在までの技術提案（施工計画）及び企業の技術力、信頼性・社会性の各評価項目と併せて新たに求めていきます。労働者への賃金の上乗せ、労働条件の向上及び雇用の創出等を企業に求めるためには、企業にとって適正な利益確保が必要です。それに伴い、一般競争入札における調査基準、失格基準及び最低制限価格を下記のとおり見直しましたのでご承知おきください。

皆様におかれましては、制度見直しの趣旨、内容をご理解いただくとともに、今後とも本市の入札契約制度へのご協力をお願いいたします。

記

1 調査基準及び失格基準

	調査基準	失格基準 ※
直接工事費	95	90
共通仮設費	90	85
現場管理費	70	70
一般管理費等	30	30

※失格基準は、上記4項目中、1項目でも基準を下回れば調査を行うことなく失格となります。

2 最低制限価格

上記1において失格基準を見直し、引き上げをしたことに伴い、最低制限価格についても予定価格の10分の9から10分の7の範囲の中で見直しました。